

日野町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

平成25年10月24日 策定

日野町では、障がい者就労施設等からの物品等の調達に関し、次のように方針を定める。

1. 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、本町が行う物品及び役務の調達等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

－ 調達推進の背景と意義 －

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

そのためには、障がい者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことも重要であるが、加えて、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みも求められている。

このような観点から、日野町として障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の拡大を図るための方針を作成する。

2. 調達推進の基本的考え方

(1) 調達方針の作成

物品等の調達に関し、毎年度当該年度の予算及び事務・事業の予定等を勘案して調達の推進を図るための調達方針を作成し、公表する。

(2) 調達実績の公表

調達方針に基づき調達した実績は、会計年度終了後、概要を取りまとめ公表する。

(3) 優先的に障がい者就労施設等から調達すべき物品等の種類

障がい者就労施設等への発注に関して、障がい者就労施設等が提供することができる物品、役務等の種類について、毎年度、庁内各部署に情報提供する。

(4) 各部署の責務

予算を執行する各部署において、当該年度における予算及び事務・事業の予定等を勘案して調達の目標を策定するものとし、障がい者就労施設等からの調達の推進に努めるものとする。

3. 調達方針の作成並びに公表及び調達実績の公表の手順

(1) 調達方針の作成並びに公表

- ① 年度当初において、健康福祉課は障がい者就労施設等が提供することができる物品、役務等の種類について情報提供する。
- ② 予算を執行する各部署において、当該年度における予算及び事務・事業の予定等を勘案して調達目標を策定し、健康福祉課に報告する。
- ③ 健康福祉課は、②により提出された目標をとりまとめ当該年度の調達方針として公表する。

(2) 調達実績の公表

- ① 会計年度終了後、各部署は調達目標に照らした調達実績を健康福祉課に報告する。
- ② 健康福祉課は、①により提出された実績をとりまとめ当該年度の調達実績として公表する。

4. その他

- (1) 物品、役務等の調達に係る契約にあたっては、この方針に定めるもののほか日野町財務規則の定めによるものとする。
- (2) この方針の担当窓口は、健康福祉課とする。